

第 6615 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 2月 4日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 給与が未払の場合

Q：コロナの影響で、社員の給与の一部を翌月払にしてもらいました。この場合、源泉徴収はどうしたらいいですか？

A：支給総額に対する税額のうち、支給する額に対応する税額だけを源泉徴収します。

【解説】

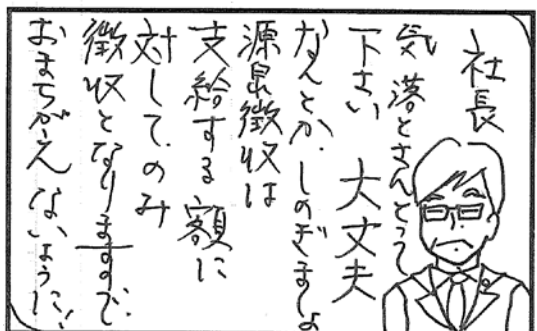
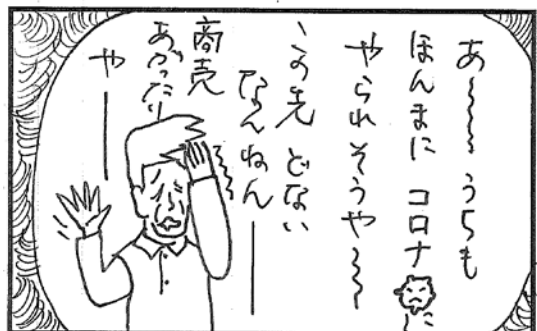
所得税では、給与等の支払いをする者が給与等の支給をする場合、その支払いの際に、その給与等に係る所得税を源泉徴収しなければならないこととされています。

したがって、給与等の支給が確定していても、現実にはその支払いがされなければ源泉徴収をする必要はなく、未払いであれば、その未払いの給与等を実際に支払う時に源泉徴収すればよいこととなります。

なお、給与等の一部を支給する場合は、次の手順で支給する額に対応する源泉徴収税額を計算します。

- ① 確定している支給総額に対する税額を求めます。
- ② ①で求めた税額を支給する金額で按分します。円未満が出た場合は、切り捨てます。
- ③ ②で求めた金額が納めるべき税額になります。

ちなみに、賞与の一部を支給するという場合も給与等の場合と同じように、支給する額に対応する源泉徴収税額を計算します。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】